旭日双光章を授けられる（八月十一日）
加藤　壽　亀田　武義
北堀　義文　金城　保利
田中　武　長井　登
藤本　裕子　山口　敬正
瑞宝双光章を授けられる（各通）
岩崎八四郎　高木　幸平
土井　勝司　藤近　強
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月七日）
阿部　佳也　伊藤　信男
小倉　順一　小澤　和延
藤田　眞生　柳田　利治
瑞宝双光章を授けられる（各通）（八月八日）
渋谷　幸一　菊地　幹二
熊野　武彦　西　純一
曽根　丹治　佐藤昭八郎
野澤　茂夫　長尾　俊男
溝間　俊一　縄田　哲次
畑山　繁好　萩原　忠澄
濱田　敏喜　石丸　精治
萩　勝直　羽出　博美
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月九日）
（東京工業高等専門学校名誉教授）　大山　昌憲
瑞宝小綬章を授けられる
尾形　齊　勝間　憲一
阿部　和弘　島崎　昭典
金井　英康　庄司　伸一
高野　榮一　田部　實　田畑　昭雄
永田　孝夫　松本　博司
瑞宝双光章を授けられる（各通）
畠山　榮　原田　俊郎　牧原　和夫
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月十日）
（岐阜県職員）　伊藤　治美
岩浦　史男　清水　士郎
鱸　成美　馬場　俊信
瑞宝双光章を授けられる（各通）
片桐　昌之　小島　栄治
榊原　真一　中川　隆晴
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月十一日）
濱泊　力人　前田　昭廣
瑞宝双光章を授けられる（各通）
前岡　俊助
瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上八月十二日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、九月七日午後一時四十三分御出門、日本・スイス国交樹立百五十周年記念コンサート「Flavio Ferri Benedetti & Ensemble Il Profondo」を御鑑賞のため、浜離宮朝日ホール（中央区）へ行啓、同四時五十六分還啓になった。

皇后陛下は、九月十日午後五時三十一分御出門、映画「覇ノ記」東日本大震災復興支援チャリティー試写会を御鑑賞のため、ＴＯＨＯシネマズ六本木ヒルズ（港区）へ行啓、同八時四十四分還啓になった。

官庁報告

法　務

公証人任免

岐阜地方法務局所属公証人西潟英策は願により公証人を免ぜられた。

酒井修は公証人に任命され、岐阜地方法務局所属公証人西潟英策の後任を命ぜられた。

岡山地方法務局所属公証人大谷昂士は願により公証人を免ぜられた。

中西俊平は公証人に任命され、岡山地方法務局所属公証人大谷昂士の後任を命ぜられた。（以上九月一日）（法務省）

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月16日

宮城労働局長　土田　浩史

第４号中「１時間696円」を「１時間710円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮崎県最低賃金（昭和55年宮崎労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成26年９月16日

宮崎労働局長　佐藤　俊彦

第４号中「１時間664円」を「１時間677円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

近畿地方交通審議会は、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号540－8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　近畿運輸局の管轄区域（兵庫県の区域を除く。）

３　適用する使用者

(1)　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　木船

(2)　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

(3)　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

平成26年９月16日

近畿地方交通審議会会長　尾崎　裕

○内閣府公告（中央労働委員会の委員の候補者の推薦）第１号

中央労働委員会の委員の任期が平成二十七年二月二十六日をもって満了するため、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第十九条の三第一項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十条第一項の規定により、中央労働委員会の委員の候補者の推薦を求めるとともに、推薦に係る手続を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき公告する。

平成二十六年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

1　労働組合法施行令第二十条第一項の使用者を代表する委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式一の推薦書

二　被推薦者の履歴書一部

三　中央労働委員会の委員に就任することについての被推薦者の内諾書

2　労働組合法施行令第二十条第一項の労働者を代表する委員の候補者の推薦に係る提出書類

一　別記様式二の推薦書

二　被推薦者の履歴書一部